令和８年　９月　１日

香芝市教育委員会

教育長　小　西　友　吉　様

香芝市議会議長　中　山　武　彦

【質問者：川 田　　裕　】

質　問　状

香芝市議会基本条例第１６条第１項の規定に基づき次のとおり質問するので、同条第２項により速やかに回答してください。

教育委員会の事務権限について

【問 1】地教行法第 30 条（設置主体）と第 21 条（管理執行機関）の解釈について

（質問趣旨）

教育委員会は先般の回答（問 12）において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）第 30 条が「地方公共団体は、（中略）設置することができる」と規定していることを根拠に、図書館等の設置は「地方公共団体」が主体であり、「市長又は教育委員会のいずれかの専属的な権限ではない」との見解を示されました。しかしながら、第 30 条はあくまで施設を設置する法人格としての主体が「地方公共団体」であることを定めた規定であると解されます。当該施設に関する事務を具体的

にどの機関が管理・執行するかという点においては、地教行法第 21 条第 1 号が「教育機関の設置、管理及び廃止に関すること」を教育委員会の職務権限として明示的に規定しています。教育委員会が引用された逐条解説においても、第 21 条は長の担任事務と「調整し、これを明示した」と解説されており、権限の所在が明確に区分されていると読み取れます。

（質問）

第 30 条の「設置の主体」と第 21 条の「事務の執行権限」を同一に論じ、「いずれの専属的な権限でもない」とする解釈は、法律上の権限配分の原則に抵触する虞があると考えますが、教育委員会の見解を求めます。

【問 2】地教行法第 22 条の限定列挙と市長の権限範囲について

（質問趣旨）

地教行法の規定によれば、市長が教育事務に関して有する権限は、第 22 条において「教育財産の取得・処分」「契約の締結」「予算の執行」等に限定して列挙されています。この中に「教育施設の整備計画の策定」は含まれておらず、逐条解説においても、長の職務権限（第 22 条）に属する事務以外は原則としてすべて教育委員会の職務権限に属する旨が説かれています。実際に、本市の香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則においても、施設係の事務として「教育施設の整備計画に関すること」が明確に定められています。

（質問）

本件のような教育施設の整備計画を市長部局（管財課等）が所管して進めることは、法第 22 条に規定される市長の権限範囲を超えており、地教行法の趣旨に抵触する虞があると考えますが、教育委員会の見解を求めます。

【問 3】補助執行の協議と教育委員会からの申出の不存在について

（質問趣旨）

仮に教育委員会の職務権限に属する事務を市長部局の職員に行わせる場合には、地方自治法第 180 条の 7 に基づく補助執行の適法な協議が必要となりますが、現在結ばれている協議書に本件計画策定の事務は含まれておりません。さらに、教育委員会からの先般の回答（問 15、問 16）によれば、本計画（案）の作成過程において教育委員会は関与しておらず、審議のための議案も提出していないとのことです。また、地教行法第 28 条第 2 項の規定に照らしても、教育財産の取得等は教育委員会の申出を待って行われるべきものとされています。

（質問）

市長部局が、地方自治法第 180 条の 7 に基づく適法な協議（授権）を経ず、かつ、教育委員会からの正式な申出もないままに単独で本計画の策定事務を進めたことは、教育行政の手続上、法律に抵触する虞があると考えますが、教育委員会の見解を求めます。

奈良県香芝市
受付
-8.11.09
第346号
香芝市議会事務局

令和８年１１月　９日

香芝市議会　議長　中山　武彦　様

教育長　小　西　友　吉

質問状に対する回答書

令和８年９月１日付けで提出された質問状により照会された事項について、下記のとおり回答します。

記

問１について

令和８年８月３１日付けの回答書において、「図書館、博物館及び公民館の設置に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第３０条で「地方公共団体は、（中略）設置することができる。」と規定されていることから、その主体は「地方公共団体」であり、「市長」又は「教育委員会」の設置主体のいずれかを特定するものではない。」と回答したが、法第２１条は教育委員会の職務権限を定めており、同条第１号において「教育委員会の所管に属する第３０条に規定する学校その他の教育機関（中略）の設置、管理及び廃止に関すること」が掲げられている。

また、法第３２条は、教育機関の所管について「学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、特定社会教育機関並びに第２３条第１項第２号から第４号までに掲げる事務のうち同項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされたもののみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。」と定めている。

これらの規定によれば、教育機関の所管は、法第３２条により地方公共団体の長と教育委員会に振り分けられている。

したがって、教育委員会が所管する教育機関（図書館、博物館及び公民館を含む。）の設置、管理及び廃止に関する権限は、当該地方公共団体の教育委員会に属するものと解釈することが相当である。

問２について

香芝市複合施設整備基本計画は、複合施設全体の計画を調整する立場から作成されたもので、図書館等の教育委員会が所管するもののみならず市長部局が管理する公有財産の利活用も含まれていることから、香芝市複合施設整備基本計画の策定の段階において、市長部局が所管して進めることは、直ちに法違反とは言えないものと考える。

問３について

問２と同じ。

以　上